

Information

改正農地法が12月15日施行されました。

「農地法の一部を改正する法律」が12月15日より施行されました。これは、農地法制度発足以来の大改正と言われ、多くの事項の見直しが行われましたが、福生市農業により身近な事項についてポイントをご紹介します。



① 農地の適正管理が明確化されます。(農地法第2条の2)

罰則規定はありませんが、農地を耕作せずに放置している場合、農業委員会による適正管理指導が行われます。

② 世帯員の取扱いが変更されます。(農地法第2条)

農地の権利取得は後継者が親と別居して親の農業に従事している場合も同一の経営とみなされることとなりました。→相続税納税猶予適用における被相続人の適用範囲が広がりました。

③ 農地を相続した際、届け出が必要になりました。(農地法第3条の3)

相続等により農地を取得した場合は農業委員会への届け出が必要になりました。



④ 相続税納税猶予制度も同時に見直されました。

重度の身体障害等により将来にわたって営農が困難となった場合、農地法3条を含め、貸付を行っても猶予が継続されます。(営農困難時貸付)ただし、身体障害者手帳1級などの交付を受ける等の条件があります。

お願い

★農家台帳の作成について

年々変化する農業の実態を把握するために平成22年1月1日現在の農家台帳の作成を行います。地元の農業委員が調査用紙をお配りしますので、ご協力をお願いいたします。

平成22年1月15日までに農業委員へ提出をお願いいたします。

対象は5a以上の農地を保有する市内農家です。



★選挙人名簿登録申請について

毎年1月1日現在で選挙人名簿を調製しています。

市内に住所を有し、10a以上の農地の耕作業務を営む人及び配偶者または親族で、年間60日以上耕作に従事する人で、年齢20歳以上の人は選挙による農業委員の選挙権及び被選挙権を有します。申請書をJAにしたまからお配りしますので、必ず提出してください。



★農林業センサスについて

平成22年は5年に一度の農林業センサス調査年となっています。1月下旬に、調査員(農業委員)がお伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

年末年始のお忙しい時期に多数の調査でお手数をおかけしますが、何卒ご協力をお願いいたします。

第59回関東東海花の展示会の日程について

花に対する理解と消費の啓発を図り、花き産業の健全な発展に寄与することを目的とし毎年実施されています。コンテスト入賞作品の展示や販売会などが行われます。ぜひご家族でお出かけください。

一般公開 平成22年1月22日(金)～1月24日(日)

会場 池袋サンシャインシティ文化会館2階(展示ホールD)

